

配偶者の税額軽減 ～受けることができる規定～ その3

配偶者の税額軽減の規定は、この適用を受ける旨及び税額軽減の金額の計算に関する明細の記載をした書類その他の一定の書類の添付がある場合に限り、適用するとしています。

そのため、相続税の申告書第5表には、「私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。」と申告書には印刷されていますので、この適用を受けない場合には、その印刷された箇所は抹消しておく、又は「第5表 配偶者の税額軽減額の計算書」を提出しないようにしておきます。

【設例】

	第一次（父）相続	第二次（母）相続
被相続人	父（令和2年3月死亡）	母（令和2年4月死亡）
相続人	母・長男・長女	長男・長女
遺産の額	20億円	8億円
遺産分割	(1) 長男・長女が1/2ずつ相続する (2) 法定相続分で相続し、配偶者の税額軽減の適用を受ける (3) 法定相続分で相続し、配偶者の税額軽減の適用を受けない (4) 母がすべて相続し、配偶者の税額軽減の適用を受けない	法定相続分どおり相続する
父の相続税の総額	86,880万円	—

● 納付すべき税額 (単位：万円)

	長男・長女が1/2ずつ相続する					法定相続分で相続し、配偶者の税額軽減の適用を受ける				
	父の相続			母の相続		父の相続			母の相続	
	母	長男	長女	長男	長女	母	長男	長女	長男	長女
課税価格	—	100,000	100,000	40,000	40,000	100,000	50,000	50,000	(注) 90,000	90,000
相続税の総額	86,880			29,500		86,880			82,290	
算出税額	0	43,440	43,440	14,750	14,750	43,440	21,720	21,720	41,145	41,145
配偶者の税額軽減	—	—	—	—	—	△43,440	—	—	—	—
納付相続税額	0	43,440	43,440	14,750	14,750	0	21,720	21,720	41,145	41,145
通算相続税額	116,380					125,730				

(注) (10億円+8億円) × 1/2 = 90,000万円

	法定相続分で相続し、配偶者の税額軽減の適用を受けない					母がすべて相続し、配偶者の税額軽減の適用を受けない				
	父の相続			母の相続		父の相続			母の相続	
	母	長男	長女	長男	長女	母	長男	長女	長男	長女
課税価格	100,000	50,000	50,000	(注1) 68,280	68,280	200,000	—	—	(注2) 96,560	96,560
相続税の総額	86,880			58,398		86,880			89,506	
算出税額	43,440	21,720	21,720	29,199	29,199	86,880	—	—	44,753	44,753
配偶者の税額軽減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
相次相続控除	—	—	—	△21,720	△21,720	—	—	—	△43,440	△43,440
納付相続税額	43,440	21,720	21,720	7,479	7,479	86,880	—	—	1,313	1,313
通算相続税額	101,838					89,506				

(注1) { (10億円-43,440万円) + 8億円 × 1/2 = 68,280万円 } (注2) { (20億円-86,880万円) + 8億円 × 1/2 = 96,560万円 }

以上の設例の場合、父の相続において、母がすべての財産を相続し、配偶者の税額軽減の適用を受けないことで、通算相続税は最も少なくなります。

配偶者に対する相続税額の軽減（相法19の2③）

3 第一項の規定は、第二十七条の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。第五項において同じ。）又は国税通則法第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書に、第一項の規定の適用を受ける旨及び同項各号に掲げる金額の計算に関する明細の記載をした書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

(文責：山本和義)